

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	_____
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤墳理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	藤江和明君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	多賀靖君	消防主任	三輪学君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

3 職務のため出席した職員

事務局長	高木智司	書記	石川敦詞
総務課主査	水野徹		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第6号 令和6年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について

議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定について

- 日程第4 議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町消防団条例の一部改正
 - (2) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- 議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正について
- (1) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
 - (2) 垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町下水道条例の一部改正
- 議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更について
- 日程第6 議第63号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより令和 7 年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 若山隆史議員、11番 藤埴理議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 1 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 6 号 令和 6 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第 2、報告第 6 号 令和 6 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 6 号 令和 6 年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告いたすものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 皆様、改めましておはようございます。

報告第6号 令和6年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして演壇にて補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、前年度の決算を提出を受けた後に、速やかに健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告をいたし、かつ公表をしなければならないこととされております。この健全化判断比率には、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率がございまして、このいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合には財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき、財政早期健全化、または財政の再生を図ることとなっております。

それでは、本町におきます健全化判断比率の説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、添付資料は4ページ、財政指標の垂井町会計区分イメージを御覧いただきますようお願いをいたします。

こちらにございまして、実質赤字比率は普通会計を対象に、また連結実質赤字比率は、普通会計、公営事業会計として特別会計や公営企業会計を対象に、そして実質公債費比率は連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合などの一部事務組合などを加え、将来負担比率は実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成をしております。

まず、実質赤字比率でございまして、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、本町では実質赤字額はございませんので、報告書のほうでは数値のほうの記載はいたしておりません。

連結実質赤字比率は、普通会計と公営事業会計、いわゆる一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する経費でございまして、本町におきましては、連結実質赤字額がございませんので、同じく数値は記載をいたしておりません。

次に、実質公債費比率でございまして。

一般会計等が負担をいたします元利償還金、純元利償還金の標準財政規模に対する比率でございまして、3か年平均が4.9%で、早期健全化判断比率の25%を下回っている状況でございまして。

将来負担比率でございまして。

土地開発公社や本町が加入をしております一部事務組合等を含めた一般会計等が負担すべき実質的な起債の標準財政規模に対する比率でございまして、令和6年度は57.1%となっており、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上、令和6年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況で健全であると判断をされます。しかしながら、公共施設等の老朽化対策等に当たりましては、多額の財源を要することも含め、借入れが必要となる場合がございますので、起債の新規借入れなどには十分注意をし、財政運営を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、下段の資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準であります20%を超えますと、経営健全化計画を作成、公表することとなっております。当町におきましては、水道事業会計、下水道事業会計におきまして、一般会計の実質赤字に相当いたします資金不足額が生じていませんので、数値の記載はいたしておりません。しかしながら、公営企業会計におきましても、今後の事業の推進や施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれますことから、効率的、計画的な運営が求められるものと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時09分 休憩

午前9時17分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第3 議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について
議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について
議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定について

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてから議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について及び議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について及び議第51号 令

和6年度垂井町下水道事業会計決算認定につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてから議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定については、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第49号から議第51号までの各議案は、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、江上裕子議員、中川泰一議員、水野忠宗議員、小宅宏議員、山田成利議員、若山隆史議員、藤墳理議員、中村ひとみ議員、富田栄次議員、以上の9名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時22分 休憩

午前9時23分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に中村ひとみ議員、副委員長に江上裕子議員が互選されましたので、御報告いたしておきます。

-
- 日程第4 議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- (1) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町消防団条例の一部改正
 - (2) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- 議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正について
- (1) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
 - (2) 垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町下水道条例の一部改正
- 議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 議第59号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
-

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてまで並びに議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）から議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたしま

す。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第52号から議第61号までと議第64号から議第67号までにつきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う国政選挙における選挙公営の単価の引上げと同様の措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び人事院規則の一部改正に伴い、職員の部分休業等に関し、所要の改正を行うものでございます。

議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴う改正のほか、町税の納期の見直しに関して所要の改正を行うものでございます。

議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員の定数及び資格要件を見直し、機能別団員制度の導入による報酬額を新たに規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正につきましては、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置工事、または排水設備工事を施工することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、町民税及び固定資産税の納期の特例を廃止いたすものでございます。

議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議につきましては、岐阜県市町村会館組合の解散に伴い、解散後の事務の承継の規定を新たに加えるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議につきましては、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務の打切り決算の審査及び認定等について定めるものでございます。

議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議につきましては、岐阜県市町村会館組合の解散

に伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及びその規約について所要の改正を行うものでございます。

次に、議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億9,438万6,000円を追加し、予算総額を109億256万6,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動に伴います人件費を補正するほか、総務費では綾戸第8集会所排水設備工事に係ります工事請負費につきまして増額の措置を行いました。

民生費では、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

衛生費では、プラスチック素材の容器包装等の分別収集に係ります需用費につきまして増額の措置をいたしました。

農林水産業費では、新井集落センター砕石整地工事に係ります工事請負費について増額の措置を行った次第でございます。

商工費では、コネクトベース垂井南玄関天井等補修工事に係ります工事請負費につきまして増額の措置をいたしました。

土木費では、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費及び府中清水地区の土地区画整理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置を行いました。

一方、教育費では、東海大会等出場補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,693万7,000円を追加し、予算総額を25億8,693万7,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費で、国民健康保険システム子ども・子育て支援金賦課対応改修業務に係ります委託料につきまして、増額の措置をいたしました。

諸支出金では、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ5,432万8,000円を追加し、予算総額を29億3,432万8,000

円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動に伴います人件費を補正するほか、基金積立金で介護保険基金に係ります積立金につきまして増額の措置をいたしたところでございます。

諸支出金では、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ463万円を追加し、予算総額を4億8,386万4,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、後期高齢者医療保険システム子ども・子育て支援金賦課対応改修業務に係る委託料につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

諸支出金では、一般会計への繰出金につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、今上程をいただきました議第52号、53号、それから59号から61号までの5議案につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましてでございます。

議案書及び新旧対照表の1ページから2ページとなりますが、御覧いただきますようお願いをいたします。

最初に、改正の趣旨について御説明いたします。

今回の改正は、最近の物価変動等を鑑み、公職選挙法施行令が改正をされ、国政選挙における選挙公営の単価が引き上げられましたので、町議会議員及び町長の選挙における選挙公営の単価につきまして、国政選挙に準じ引上げを行うものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

第8条でございます。選挙運動用のビラの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定でございますが、こちらでは選挙運動用ビラの作成に係ります1枚当たりの限度額を「7円73銭」から「8円38銭」に改めをさせていただくものでございます。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定でございます

が、こちらにつきましては、選挙運動用ポスターの作成に係ります1枚当たりの限度額を算出するために使用する1枚当たりの印刷費を「541円31銭」から「586円88銭」に改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項で公布の日から施行することを規定いたし、第2項で適用区分といたしまして、この条例の施行の日以降告示される選挙について適用するという旨を記載、規定をさせていただいております。

続きまして、議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表は3ページから9ページまでとなりますが、御覧をいただきますようお願いをいたします。

改正の趣旨でございます。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び人事院規則の一部改正に伴いまして、職員の部分休業等に関する所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第1条は、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

本条例の第18条は、部分休業をすることができない職員に関する規定でございます。このうち、第2号におきまして、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除いたすものでございます。

本条例第19条では、これまで部分休業の承認についてを規定をいたしておりました。今般の育児休業法、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得することができるという部分休業制度と併せて、新たに1年につき10日相当を超えない範囲内で1時間を単位として取得することができる部分休業制度というものが加わることになりました。

そのため、従前からあった部分休業制度を第1号部分休業とし、新たに加わるものを第2号部分休業として整備をいたし、第19条につきましては、第1号部分休業の承認に関する規定と改めをさせていただくものでございます。この部分休業は、これまででは勤務時間の始め、または終わりとしていた条件を削除し、部分休業としていたものを第1号部分休業として整理をさせていただくものでございます。

また、本条例第19条の2から第19条の4まででございますが、こちらに先ほど申し上げました第2号部分休業の承認に関する規定を新たに追加させていただくものでございます。

続きまして、本条例第19条の5でございますが、部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について、こちらのほうで新たに規定をさせていただくものでございます。

なお、第20条及び第21条、こちらにつきましては、文言の整理をそれぞれさせていただくものでございます。

続きまして、第2条でございますが、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正、こちらをお願いをいたすものでございます。

本条例の第15条の第2項でございますけれども、こちらは部分休業の取得形態の拡充に伴い、1日の勤務時間の「一部」を「全部又は一部」と改めをさせていただくものでございます。

それから、次に第3条でございますが、こちらは垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

最初に、本条例第18条の2におきまして新たに設けさせていただく規定でございますが、こちらは仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を整備するものでございます。

妊娠、または出産等についての申出をした職員や、3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に関する意向確認等の措置を行うための条項を追加をさせていただきます。これにより、現行ございました18条の2は18条の3に、現行ございます18条の3は18条の4として文言を整理いたします。

あわせて、本条例の第16条、最初に戻りまして16条でございますけれども、こちらのほうが条文中の「第18条の2第1項」としているものを「第18条の3第1項」に改めをさせていただくものでございます。

附則でございます。

附則第1条は、施行期日に関するものでございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。ただし、附則第3条の規定につきましては公布の日から施行をするものでございます。

附則第2条は、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を、附則第3条では、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置をそれぞれ規定をさせていただくものでございます。

続きまして、少し飛びます。議第59号とその後の議第60号及び議第61号の3議案につきましては、いずれも岐阜県市町村会館組合に関するものでございます。

岐阜県市町村会館組合とは、岐阜県下の全市町村をもって組織をする特別地方公共団体で、岐阜県町村会、岐阜県町村議会議長会、岐阜県市町村職員共済組合等の事務所の管理運営などを行っている一部事務組合でございます。

昭和30年の設立当時は、岐阜市内に岐阜県市町村会館を建設して管理運営をされておりましたが、建物の老朽化等により、平成6年以降は岐阜県県民ふれあい会館の一部を借り受けて事務を行っておられます。

この岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散をすることとなり、岐阜県知事または総務大臣への届出をするに当たり議決をいただく必要がありますことから、今般お願いをするものでございます。

通例ですと、議会の議決をいただいた後、各地方公共団体の長の連署による協議書に署名をする形式が一般的でございますが、本県では県下42市町村長が一つの協議書に連署することが

難しいということから、協議書に代えて、解散の期日、解散に伴う財産処分、事務の承継などを明記をした同一文面での同意書をもって届出をすることとされております。

それでは、初めに、議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてでございます。

議案書並びに新旧対照表は22ページを御確認をお願いいたします。

こちらは、岐阜県市町村会館組合の解散に当たり、地方自治法の中には一部事務組合の解散に伴う事務の承継に関する規定がございませんので、岐阜県市町村会館組合規約に、組合の解散に伴う事務の承継に関する事項を追加をするための改正を行うものでございます。

規約変更の内容でございます。

第12条におきまして、現在の条文を第2項といたし、第1項として、新たに組合の解散に伴う事務の承継に当たっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て協議をもって定める旨を新たに追加をいたすものでございます。

附則でございますが、この規約は岐阜県知事の許可があった日から施行するものでございます。

続きまして、議第60号は、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてでございます。

議案書のみでございます。御覧をいただきますようお願いいたします。

一部事務組合の解散及び財産処分につきましては、地方自治法において関係地方公共団体の議決を経なければならないとされております。

また、事務の承継については、先ほどの議第59号におきまして、岐阜県市町村会館組合規約を経て協議をもって定めると、議決を経て協議をもって定める旨を新たに追加をすることをお願いをいたしております。これらを踏まえまして、組合の解散の期日、それから財産処分、それから解散に伴う事務の承継等に関する事項の協議につきましてお願いをいたすものでございます。

続きまして、議第61号でございます。

議案書並びに新旧対照表23ページでございます。御確認をお願いいたします。

こちらは岐阜県市町村会館組合、ただいまの岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することによりまして、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体から岐阜県市町村会館組合が脱退をすることとなりますので、規約の別表にございます「岐阜県市町村会館組合」という文言を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第52号、議第53号、議第59号、議第60号及び議第61号までの5議案の補足説明とさせていただきます。

何とぞ御理解いただきまして、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次税務課長。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の10ページを御覧ください。

第18条の規定につきましては、公示送達の方法について規定したものでございます。

公示送達とは、納税通知書等の書類の送達先が不明な場合、また国外など送達が困難である事情がある場合において、当該送達すべき書類を保管し、いつでも交付する旨を掲示場に掲示し、7日を経過した日をもって当該書類が送達すべき者に送達があったものとみなす制度でございます。

従前の公示送達は、役場前の掲示場に書面により公示事項を掲示する方法で実施してまいりました。今般の地方税法改正に伴い、インターネット等を利用する方法により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態にするとともに、従前の公示送達である書面を町の掲示場に掲示する方法、または公示事項を町の事務所に設置したパソコン等の画面に表示したものを閲覧することができる状態にする方法のいずれかの方法により公示送達を行うことができる旨を新たに定めるものでございます。

続きまして、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定でございます。

新旧対照表は、10ページから13ページを御覧ください。

令和7年度の税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び厳しい人手不足の状況下、アルバイト等による就業調整への対応といたしまして、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の特定親族、いわゆる大学生世代の子を持つ親等に適用される特定親族特別控除が新たに創設されました。これは、特定親族の所得金額が現行制度下の扶養親族対象所得要件を超えた場合であっても、親等の税負担を軽減させるための仕組みでございます。

具体的には、特定親族を扶養した場合に適用される特定扶養控除は、対象となる扶養親族の所得金額が基準額を超えると適用外となり、新たな税負担が生じる仕組みでございました。しかしながら、今般新たに創設された控除の枠組み、特定親族特別控除を適用することにより、所得要件を超え、扶養親族の適用が外れた場合であっても、所得が基準金額に到達するまでの間、これまで適用されていた特定扶養控除と等しい控除額が特別控除として適用できることとなりました。

また、当該所得基準金額をさらに超過した場合であっても、特定親族特別控除の適用は当該特定親族の所得金額に応じて段階的に控除額が低減される仕組みが講じられました。

この特定親族特別控除の創設に係る条例改正のうち、1つ目は、第34条の2、所得控除の規定でございます。

個人住民税の所得割の納税義務者が前年中の所得について算定した合計所得金額から控除することができる扶養控除等の種類に特定親族特別控除を追加するものでございます。

続く第36条の2の規定は町民税の申告について定めるもので、町民税の納税義務者等は、原則として毎年3月15日までに1月1日現在の住所所在地に町民税の申告をしなければならないと定められています。

ただし、前年中において給与所得以外の所得を有しなかった者、また公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者は、申告義務が免除されることとなっています。

今般の改正により、特定親族特別控除については、所得税の源泉徴収において収集される情報が、特定親族特別控除の対象者のうち、合計所得金額が85万円以下である者に限定されることから、公的年金等支払報告書から必要な情報を捕捉できない場合がございます。そのため、合計所得金額が85万円を超え、123万円以下の特定親族特別控除の対象者を有する公的年金等受給者に係る情報についても市町村が捕捉できるようにするため、当該公的年金等受給者について住民税の申告義務を課す旨を定めるものとございます。

続く第36条の3の2の規定は、所得税法第194条の規定により、給与等支払い者を經由して扶養控除等申告書の提出義務がある給与所得者が行う住民税の扶養親族等申告書の提出義務について定めるものとございます。

扶養親族等申告書は、毎年最初の給与の支払いを受ける日の前日までに給与等支払い者を經由して扶養親族等申告書を提出しなければならないと規定されており、今般新たに創設された特定親族特別控除の適用についても特定親族の所得金額を捕捉する必要があることから、扶養親族等申告書の記載事項において新たに特定親族の氏名を追加する旨を定めるものとございます。

続く第36条の3の3の規定は、所得税法203条の6の規定により公的年金等の支払い者を經由して扶養親族等申告書を提出しなければならない公的年金等受給者が行う住民税の扶養親族等申告書の提出義務について定めるものとございます。

この扶養親族等申告書は、毎年最初の公的年金等の支払いを受ける日の前日までに公的年金等支払い者を經由し、扶養親族等申告書を提出しなければならないと規定されており、今般新たに創設された特定親族特別控除の適用についても特定親族の所得金額を捕捉する必要があることから、扶養親族等申告書の記載事項においても新たに特定親族の氏名を追加する旨を定めるものとございます。

続きまして、新旧対照表は13ページから14ページを御覧ください。

第54条第8項の規定は、固定資産税における家屋の附帯設備に係る課税関係について規定するものとございます。

固定資産の課税において、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付け付けた附帯設備に係る所有権は、当該家屋の所有者に帰属することとなります。

しかしながら、家屋の所有者にとっては自らに起因しない事由に基づき課税されること、また使用収益する者が家屋の所有者ではなく当該附帯設備を取り付けた者であることから、課税の実態と納税者意識の整合を図る観点から、附帯設備を取り付け、その事業の用に供している

者を所有者とみなし、課税することができる旨を規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表は14ページから15ページを御覧ください。

第67条第2項及び第3項、第74条第1項及び第2項、第83条第2項の改正規定は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、垂井町における税賦課徴収業務の運用の一部を見直し、当該上位法である地方税法の運用基準に対応させる必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

この地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行は、全国の市町村が利用する基幹業務システムを総務省が定める標準化基準に適合したシステムへ移行することを義務づけるものでございます。これら基幹業務システム標準化への対応期限は令和7年度内、すなわち令和8年3月までとされており、これに伴い、令和8年度以降の税賦課徴収業務における個人住民税及び固定資産税を納付する際の分割日割回数¹の運用を見直す必要が生じました。

具体的には、これまで個人住民税と固定資産税を納付する際は、それぞれの年税額を10等分した金額を6月から翌年3月までの10か月間各月ごとに納付する方法、10期割徴収を採用してまいりました。しかしながら、令和8年度以降は、総務省が定める標準化仕様に適合した基幹業務システムへ刷新されることにより、個人住民税と固定資産税を納付する期割回数の標準仕様は地方税法に準拠した4回とする4期割徴収とすることが定められました。

これにより、令和8年度以降の個人住民税と固定資産税を納付する回数を現行の10期割徴収から4期割徴収の運用に改める必要があることから、所要の条例改正を行うものでございます。

1つ目の改正規定、第67条につきましては、固定資産税の免税額が僅少である場合における納付期割回数を規定するものでございます。

年税額が僅少である場合、当該年税額を4回に分割して各月納付することが、課税者側、納税義務者側双方にとって煩雑な納付手続となり、本来の分割納付による税負担の軽減や利便性向上といった効果が見込めないこと等に鑑み、第1期の納期において年税額を1回で徴収する旨を定めるものでございます。あわせて、第1期の納期で一括徴収することとする固定資産税の年税額を3,900円以下と規定し、地方税法の徴収規定に準拠する取扱いとするものでございます。

続く2つ目、第74条第1項の規定は、賦課期日現在に所有する当該土地が住宅用地である旨を申請するために必要な記載事項及び当該申告書の提出期限を定めるものでございます。

令和8年度以降は固定資産税の納付方法が現行の10期割徴収から4期割徴収に変わることに伴い、固定資産税の第1期納期も現行の6月末日から4月末日に改められます。これに伴い、固定資産税の納税通知書の発送時期も現行の6月上旬の発送から4月上旬の発送に時期が改められ、当初課税準備業務に必要となる住宅用地の申告においても、課税準備相当期間を勘案し、現行の提出期限を2か月繰り上げ、1月31日を当該申告書の提出期限として定めるものでございます。

続く同条第2項の規定は、前項の規定により住宅用地の適用を受けた土地を賦課期日現在に

において住宅用地以外のものへ変更した場合の申告について規定するもので、前項の改正と同様に当該申告書の提出期限を1月31日に繰り上げるものでございます。

続きまして、3つ目の第83条第2項の規定は、軽自動車税種別割の賦課期日及び納期について定めるものでございます。

これまで、軽自動車税は賦課期日を4月1日、納期を4月11日から同月30日までと定め、納税通知書兼納付書につきましては4月中旬をめどに納税義務者に発送していました。令和8年度以降は固定資産税の第1期納期が4月に改められ、現行の軽自動車税種別割の納期と重複するため、納税者の負担均衡を図る観点から軽自動車税種別割の納期を5月1日から同月31日に改めるものでございます。

この改正により、軽自動車の賦課期日時点における取得や廃車等の状況を確認する期間を確保することで適正な課税客体の捕捉を可能とし、また納税通知書の到達から納付期限までの期間を十分確保することにより、ゆとりある納付環境の提供に努めるものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表は15ページから16ページを御覧ください。

附則第15条の2の2第1項から第4項までの規定は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準特例の規定でございます。

近年、加熱式たばこは紙巻きたばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、たばこ税率は紙巻きたばこよりも税負担水準が低く設定されており、課税の公平性を欠いている状況下でございました。加熱式たばこに係るたばこ税の算定は、当該加熱式たばこの販売本数を紙巻きたばこの販売本数に換算し直した相当数量に税率を乗じて求めることとされています。今般の税制改正では、これら税負担の公平性を改める観点から税額計算時における加熱式たばこの販売本数を紙巻きたばこの販売相当本数へ換算する課税方式を見直し、両たばこの種類間における税負担の均衡が確保できるよう改正されました。

附則第15条の2の2第1項第1号の規定は、加熱式たばこに係る課税計算を規定し、加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本分に換算することを規定し、続く同項第2号は、前号に上げるもの以外の加熱式たばこは重量0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本分に換算する旨を定めるものでございます。

続く附則第15条の2の2第2項から第4項までの規定は、同条第1項の規定により求められたたばこ本数の計算方法、当該計算により生じた端数の取扱い、一部加熱式たばこに係るただし書き規定の適用除外をそれぞれ定めたものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書の4ページから6ページを御覧ください。

改正附則第1条は、施行期日を公布の日と定めるものでございます。

ただし、同条第1号に掲げる第34条の2、第36条の2第1項ただし書き、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定、並びに改正附則第3条の規定の施行期日は

令和8年1月1日とし、続く同条第2号に掲げる第67条及び第83条第2項の改正規定、附則第15条の2の次に1条を加える改正規定、並びに改正附則第4条第2項、第5条及び第6条の規定の施行期日は、令和8年4月1日とし、続く同条第3号に掲げる第18条の改正規定及び改正附則第2条の規定の施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日とするものでございます。

続く改正附則第2条は、公示送達に関する経過措置を、第3条は町民税に関する経過措置を、第4条は固定資産税に関する経過措置を、第5条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

続く改正附則第6条は、今般の条例改正による町たばこ税の課税における激変緩和措置を定めるものでございます。

令和8年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階をもって課税方式を見直す経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議第58号、垂井町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、引き続き演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに、垂井町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する経緯及び理由について御説明申し上げます。

先ほど議第54号、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例において説明させていただきましたが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、全国の市町村が利用する基幹業務システムは総務省が定める標準化基準に適合したシステムへ移行することが義務づけられました。

これに伴い、令和8年度以降の税賦課徴収業務の運用体制の一部、個人住民税及び固定資産税を納付する際の分割期割回数の運用を見直す必要が生じました。これは、総務省の定めた標準化基準に適合した基幹業務システムの使用は、地方税法の規定を準拠した賦課徴収業務の運用を想定し定められており、いわゆる市町村が独自展開する住民サービス向上等に寄与するためのシステム機能は実装されない方向で整理されたためでございます。

このため、令和8年度以降における個人住民税及び固定資産税の納付は、現行制度の垂井町税の徴収等の特例に関する条例による10期割徴収から、地方税法に準拠した4期割徴収に移行することになります。これにより、令和8年度以降の税賦課徴収においては、地方税法に準拠した徴収期割数である4期割徴収を採用するため、これまで運用してきた10期割徴収を規定する垂井町税の徴収等の特例に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、改正附則でございます。

附則第1項は、施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

続く附則第2項は、町民税及び固定資産税の徴収等に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行期日について、当該法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

それでは、議案書と併せて新旧対照表17ページを御覧ください。

本条例は、垂井町福祉事業所けやきの家の設置等について定めているもので、第3条では事業所が実施する事業について規定をしております。

同条第2号で引用する障害者の日常生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、項ずれが生じたので改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、改定理由について御説明申し上げます。

垂井町消防団につきましては、令和5年3月に策定されました垂井町行財政改革大綱第6次に基づき消防団組織の見直しの検討を進めてまいりました。消防団員の確保が困難な状況の中にあって、消防団員の負担軽減を図り、地域防災力の中核となる垂井町消防団を持続可能な組織とするため、操法大会、行事や式典、機能別団員、入団資格等について検討を進め、消防団組織の見直しに係る具体的な施策について取りまとめを行いました。

今回の改正は、その消防団組織の見直し結果に基づき、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

初めに、第1条、垂井町消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書と併せまして、新旧対照表は18ページから19ページを御覧ください。

第3条、定員につきましては、団員の定数を「298人」から「250人」に改めるものでございます。

人口減少や生活スタイルの多様化などにより、消防団の確保が困難な状況となり、近年の団員数は減少傾向が続き、令和7年度の団員数は241人となっております。今回の改正は、現在

の実団員数を基準に団員定数を改めるものでございます。

次に、第3条の2、団員の種類の規定を新たに加え、第1項では、消防団に置く団員は基本団員及び機能別団員とし、第2項では基本団員は機能別団員以外の団員とすることについて、第3項では、機能別団員は町長が別に定める特定の任務に限り処理する団員とする規定を加えるものでございます。

機能別団員につきましては、幅広い住民が参加しやすい消防団とするため、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動できるなど、基本団員を補完する制度として機能別団員を導入し、基本団員を支援する支援団員、ラップ隊の団員、広報隊の団員を創設し、地域防災力を支える消防団組織を維持してまいります。

その運用等につきましては、規則等で定めてまいります。

次に、第4条、任命では、消防団長が町長の承認を得て任命する団員の資格について、第1号で規定する「本町に居住する者」を「本町に居住し、又は勤務する者」に改めるものでございます。

次に、第15条、報酬の第2項で規定する団員の支給に関する年額報酬につきましては、表中の区分に新たに機能別団員を追加し、機能別団員に支給する年額報酬を1万円と定めるものでございます。

また、備考を追加し、ラップ隊を兼任する基本団員に対しては、年額報酬に2,000円を加算して支給する規定を加えるものでございます。

続きまして、第2条、垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第1項、目的におきまして、退職報償金を支給する消防団員で非常勤の者について機能別団員は除く規定を加え、機能別団員については退職報償金の支給対象としないことを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第56号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課に係ります議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

当条例を改正するに至った経緯でございます。

令和6年1月に発生しました能登半島地震では多くの家屋で給排水設備が破損し、また水道事業者や土木事業者も被災したことにより復旧工事を行うことのできる指定工事事業者が不足し、生活等に必要不可欠な給排水設備の早期復旧が遅れることとなった教訓を踏まえ、災害その他非常の場合においては、宅内の給水装置及び排水設備等の修繕等を行うことが本町の指定給水装置工事事業者及び排水設備工事公認業者のみによる対応が困難であると判断するときは、

他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備等に関する工事を行うことを可能とすることにより、被災時においても宅内配管等の早期復旧を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書並びに新旧対照表20、21ページを御覧ください。

まず初めに、第1条、垂井町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

第6条、工事の施行に関する改正規定でございます。

第1項におきまして、災害その他非常の場合におきまして、管理者が他の市町村長または他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、その者に本町の給水装置の工事を実施させることができるとするただし書きの規定を追加するものでございます。

続きまして、第2条、垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

第8条、排水設備工事の実施及び排水設備工事公認業者に関する改正規定でございますが、第1項におきまして、水道事業給水条例と同じく、災害その他非常の場合におきまして、管理者が他の市町村長の指定した排水設備工事事業者による排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、その者に本町の排水設備等の工事を実施させることができることとするをただし書きの規定に追加し、改めるものでございます。

議案書2ページ、新旧対照表は21ページでございます。

第3条、垂井町下水道条例の一部改正でございます。

第12条、排水設備工事公認業者の公認及び更新に関する改正規定でございます。

第1項におきまして、農業集落排水処理施設の条例改正と同じく、災害その他非常の場合におきまして、管理者が他の市町村長の指定した排水設備工事事業者による排水設備工事を施行する必要があると認めるときは、その者に本町の排水設備等の工事を実施させることができることとするをただし書きの規定に追加し、改めるものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） それでは、議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は第1条でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,438万6,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億256万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。職員の異動に関しまして、給料で640万円、職員手当等で476万6,000円、共済費で330万5,000円、それぞれ増額のお願いをいたすものでございます。

また、令和8年4月から子ども・子育て支援納付金制度が開始となることに伴い、人事情報総合システム改修業務委託料として77万円を本年度、令和6年度におきまして、70年ぶりとなる国家公務員旅費法の抜本的改正がございましたので、町の旅費制度を国の制度に準拠させるため、旅費制度改正対応例規整備等支援業務委託料として49万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目10諸費でございます。綾戸第8集会所の公共下水道への接続に伴い排水設備の改修を行うため、工事請負費で79万9,000円の増額をお願いするものでございます。財源につきましては、事業費の3分の1相当を工事負担金、諸収入で見込んでおるところでございます。

また、宮代天満地区自治会代表 宮処自治会長から、天満集会所の照明LED化改修、トイレ改修に伴う集会所設置事業等補助金の交付申請がございましたので、当該経費の3分の2相当を補助するため、負担金、補助及び交付金で53万4,000円の増額をお願いをするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。令和6年度福祉医療費助成事業補助金の額が確定をし、既に交付をされている額が超過となりましたので返還するものでございます。償還金、利子及び割引料で491万円の増額をお願いをするものでございます。

目4福祉医療費でございます。福祉医療費受給者に係る医療費の請求につきまして、岐阜県では、従来、医療機関において保険診療に係る保険者負担分と福祉医療に係る本人負担分を別々に請求するという方法が取られておりましたが、令和8年4月から、それらの請求をまとめて一つの請求で行う併用レセプト請求方式と変更になりますので、福祉医療システムの改修及び受給者証の再交付に係る経費の増額をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、需用費、印刷製本費で7万1,000円、受給者証の郵送料として役務費で148万6,000円、はねていただきまして福祉医療システム改修業務委託料として438万9,000円の増額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

目5老人福祉費でございます。職員の異動に伴いまして、給料で264万円、職員手当等で148万9,000円、共済費で70万1,000円、それぞれ増額のお願いをするものでございます。

また、大石地区にございます椿デイサービスセンターにおきまして、運営会社の株式会社トラエントが新たにグループホームを開設をするため、併設する旧ショートステイの施設を改修をすることから、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金で4,909万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらの財源につつま

しては、全額県の支出金を見込んでおります。

目10介護福祉費でございます。令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴いまして、超過交付分の返還を6万円、償還金、利子及び割引料での増額をお願いをするものでございます。

また、職員の異動に伴いまして、介護保険特別会計への繰出金といたしまして184万4,000円の増額をお願いをするものでございます。

目11障害者福祉費でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴いまして、令和7年10月から就労選択支援サービスが開始となります。このサービスは、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう相談支援を行うものでございますが、こちらに伴うシステム改修を行うため、障害者台帳・障害福祉サービス管理システム改修業務委託料といたしまして16万5,000円の増額をお願いをするものでございます。財源といたしまして、事業費の2分の1相当について国庫支出金を見込んでおります。

目20生活支援給付金等給付事業費でございます。6月定例議会におきまして、定額減税補足給付金給付事業の実施に係ります経費の増額をお認めをいただいております。7月23日付で指定金融機関から給付金の振込手数料等の負担につきまして御依頼があり、予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、役務費で59万4,000円の増額をお願いをいたすものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。子ども・子育て関係の統計調査の様式変更に伴うシステム改修のため、児童相談管理システム改修業務委託料につきまして、委託料で55万円の増額をお願いをするものでございます。財源につきましては、国庫支出金、県支出金でそれぞれ事業費の3分の1相当を見込んでおります。

目7留守家庭児童教室費でございます。自動車借上料でございますが、新年度予算におきまして130万8,000円をお認めをいただいておりますが、学校から留守家庭児童教室への移動にタクシーを要する児童の増加に伴いますタクシーの配車台数が増加をすることによりまして予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、使用料及び賃借料で242万5,000円の増額をお願いをするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費でございます。浄化槽用排水ポンプの不具合によりまして、修繕料で11万9,000円の増額をお願いをするものでございます。

項2清掃費、目1清掃総務費でございます。職員の異動に伴いまして、給料で213万1,000円、職員手当等で111万3,000円、共済費で62万円、それぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

目3塵芥処理費でございます。地球温暖化や海洋ごみ問題などに対応するため、プラスチック資源循環促進法が施行されるなど、プラスチックの資源循環への対応が求められております。こうした背景から、主にプラスチック素材の容器包装について分別収集を行うため、住民の皆様方により分かりやすく適切な分別を実施をしていただけるよう、プラスチックの分別収集用

のごみ袋、ポスター作成に係る需用費といたしまして631万4,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

ページをはねていただきまして、款6農林水産業費でございます。

項1農業費、目5転作研修所等管理費でございます。新井自治会長から新井集落センター敷地の碎石整地工事につきまして要望がございましたので、工事請負費で51万5,000円の増額をお願いをするものでございます。事業費の3分の1相当を工事負担金として見込んでおります。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。コネクトベース垂井につきまして、南玄関及びクラフトスペースの天井、それから北玄関のタイルの破損、こういったものが見られることから補修工事を行うため、工事請負費で250万円の増額をお願いをするものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。道路・舗装・路側改良事業に係ります工事請負費といたしまして、5,200万円の増額をお願いをいたすものでございます。財源については、事業費の一部につきまして国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。このたび、府中清水土地区画整理組合の設立により、町内におきまして約30年ぶりとなります土地区画整理事業が開始をされることとなりました。本年度は現地の調査、測量などが予定をされており、それに対する補助金といたしまして、負担金、補助及び交付金で2,650万円の増額をお願いをするものでございます。

目5運動公園管理費でございます。朝倉運動公園の樹木が伸びまして、車両の通行に支障を来すおそれがあることから、樹木伐採業務委託料といたしまして97万円の増額をお願いをするものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。職員の異動に伴いまして給料で279万5,000円、職員手当等で233万1,000円、共済費で72万7,000円、それぞれ増額をお願いをするものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費でございます。こちらは、中学生の東海大会及び全国大会の出場につきまして、交通費及び宿泊費等に要する経費を交付する東海大会等出場補助金でございますが、当初予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金で60万円の増額をお願いをいたすものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。職員の異動に伴いまして、給料で421万1,000円を、職員手当等で256万2,000円を、はねていただきまして、共済費で89万3,000円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

申し訳ございません。続いて、歳入のほうに入らせていただきます。

歳入でございますが、5ページでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金におきましては、目2民生費国庫補助金で、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金として59万4,000円を、子ども・子育て支援交付金として18万3,000円を、障害者総合支援事業費補助金として8万2,000円を、また目7土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として1,915万円をそれぞれ増額をお願いをするものでございます。

県支出金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金として18万3,000円を、それから地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金といたしまして、4,909万7,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

ページをはねていただきまして、款18繰入金でございます。

項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、前年度の事務費等の確定によります会計内精算により一般会計に繰入れを行うものでございます。138万5,000円の増額をお願いをするものです。

また、目3介護保険特別会計繰入金におきましても、同じく前年度の介護給付費等の確定によります会計内精算でございます。一般会計に繰り入れるもので、532万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、収支の均衡を図るため、7,848万6,000円の増額をお願いをするものでございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入、目6雑入でございます。

負担金では、綾戸第8集会所排水設備工事負担金として26万6,000円を、新井集落センター砕石整地工事負担金としまして17万1,000円を、それから雑入では後期高齢者医療保険の令和6年度療養給付費負担金及び保健事業費負担金の確定により、岐阜県後期高齢者広域連合から還付をされることとなりましたので、療養給付費負担金として3,900万2,000円を、保健事業費負担金として46万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、13ページからは給与費明細書のほうを添付をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきますようお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,693万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ25億8,693万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まることに伴い、国民健康保険システム子ども・子育て支援金賦課対応改修業務委託料で572万円増額補正をお願いするものでございます。

社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、国が示すこども未来戦略に基づき、児童手当をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に子ども・子育て支援金が充てられます。各医療保険者は令和8年度から子ども・子育て支援金を賦課徴収する必要があるため、システム改修を行うものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料でございます。令和6年度の国民健康保険保険給付費等交付金普通交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となり返還するため1,121万7,000円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目9子ども・子育て支援事業費補助金、節1子ども・子育て支援事業費補助金でございます。子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修事業につきましては、事業に係る経費の全額が交付されるため、572万円の増額補正をお願いするものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございます。収支の均衡を図るため、1,121万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,386万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まることに伴い、国民健康保険と同様にシステム改修を行うため、後期高齢者医療保険システム子ども・子育て支援金賦課対応改修業務委託料で324万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金でございます。令和6年度に一般会計から繰り入れました事務費につきまして精算を行い、超過となりましたものを一般会計に繰り出すため、138万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ、歳入について説明をさせていただきます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございます。収支の均衡を図るため、

138万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目2子ども・子育て支援事業費補助金、節1子ども・子育て支援事業費補助金でございます。子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修事業についての補助金で、経費の全額324万5,000円が交付されるため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度、令和6年度の介護保険給付費が確定したことに伴う精算などに係る所要の増額をお願いするものでございます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出それぞれ5,432万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,432万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。職員の異動に伴い、節2給料で232万7,000円を、節3職員手当等で123万3,000円を、節4共済費で73万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金、節24積立金でございます。介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行っており、令和6年度はその1年目に当たります。当該年度の介護保険料の余剰について積立てを行うため、1,362万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料でございます。こちらは、令和6年度の介護保険給付費が確定したことに伴い、令和6年度に受け入れました国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの収入額に対する超過交付額を償還するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので3,108万5,000円の増額をお願いするものでございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金でございます。前年度、令和6年度に受け入れました一般会計からの繰入金の精算に伴い、繰入れ超過額を一般会計に繰り出すもので532万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5地域支援事業交付金（包括的支援・任意）、節1現

年度分でございます。地域包括支援センター運営費における人件費の国の負担分として38.5%相当分、116万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款6 県支出金、項3 県補助金、目3 地域支援事業交付金（包括的支援・任意）、節1 現年度分でございます。地域包括支援センター運営費における人件費の県負担分として19.25%相当分、58万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 事務費等繰入金、節1 事務費等繰入金でございます。地域包括支援センター運営費以外の人件費といたしまして、126万円の増額をお願いするものでございます。

目4 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）、節1 現年度分でございます。地域包括支援センター運営費における人件費の町負担分として19.25%相当分、58万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款10繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、5,073万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、9ページ以降に給与費明細書を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第52号から議第61号まで並びに議第64号から議第67号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第5 議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更について

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更につきまして、提案

理由を御説明申し上げます。

令和7年3月4日に岐阜県不破郡垂井町平尾703番地、ダイゼン工業株式会社代表取締役木村勝治と請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額を5,313万円から5,554万1,200円に変更して契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更につきまして、私から補足説明をさせていただきます。

本工事につきましては、垂井町岩手字谷地内の町道におきまして、著しい損傷を確認し、早急に補修工事を行う必要が生じたことから、本年3月議会定例会におきまして、予定価格5,000万円以上の工事となることから工事請負契約締結につきまして議決をいただき、本年度に繰越しを行い施工しております工事でございます。

お配りしております資料を御覧ください。

工事概要でございますが、工事番号、第建74号、工事名、岩手3号線路側改良工事、工事場所、不破郡垂井町岩手地内、工期は令和7年3月4日から令和8年3月27日まででございます。施工延長は80メートルでございます。工事請負契約金額は、税込み5,313万円でございます。

工事としましては、既設構造物を撤去した後、道路面を3メートル程度掘削し、河川護岸側に重力式擁壁の設置を行い、道路面の埋め戻し、側溝・ガードレール等の設置、舗装復旧までの工事でございます。

道路面掘削に当たりましては、対面が民家となりますので、モルタル吹きつけを行いながら安全かつ慎重に施工してまいりましたが、工事施工に当たり変更事項が生じたので工事費を精算しましたところ、工事請負金額に変更が生じることとなりましたので、工事請負契約の一部を変更し、締結することについて議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、変更事項について説明をさせていただきます。

資料の下段を御覧ください。

工種の欄、擁壁工において、E P 終点付近まで重力式擁壁を設置する計画でございましたが、工事を進める中で既設護岸との擦り付けにおいて石積み工へ変更することにより既設護岸への影響が少なくなると判断し、工法の変更を行いました。

次に、仮設工において、近隣住民の工事施工中の出入りのため、仮設足場（キャットウォーク）の設置を計画しておりましたが、近隣住民との協議の結果、不要であるとの回答を得たため、設置を取りやめさせていただきました。

同じく仮設工において、道路面掘削の結果、礫混じり土、石混じり土の土質であったことか

ら、設計のモルタル3センチの吹きつけでは固まる前に剥がれ落ち、のり面の安定がのぞめないため、民家側掘削面全長においてラス金網を張り、モルタル吹きつけを5センチに変更させていただきました。

次に、石積み工において、道路面掘削により民家の石積みへの影響を前提に一度石積みを撤去し、改めて復旧する計画でございましたが、モルタル吹きつけを既設側溝下までの計画を現況道路高まで吹きつけることで石積みに影響がないことが確認できたため、石積工を取りやめさせていただきました。

構造物撤去工事につきましては、構造物既設護岸側溝等の取壊し処分につきまして、実施数量を精算させていただきました。

次に、附帯工につきまして、道路面掘削に当たり掘削方法の検討を行うため、設計時において舗装の変状が大きかった2か所についてボーリングを行う計画でございましたが、工事施工に当たり現場踏査の結果、E P 終点付近も舗装の変状が見られたため、安全かつ慎重に工事を施工するためにボーリング箇所を1か所を追加いたしました。

同じく附帯工でございますが、河川護岸側掘削に当たり地先樹木が支障となることが判明したため、伐採作業の追加及び木くず等処理について実施数量による精算をさせていただきました。

以上の変更により税込み241万1,200円の増額となり、工事請負金額につきましては、変更前5,313万円、変更後5,554万1,200円となったところでございます。

道路面を民家手前まで掘削する工事となりますので、より安全かつ慎重に施工しており、現在のところ住民からの建物への影響等は聞いておりませんが、今後も工事完了まで現場の管理・監督を適正に進めてまいります。

以上、岩手3号線路側改良工事請負契約の変更につきましての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 岩手3号線路側改良工事請負契約の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議第 63 号 令和 7 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第 6、議第 63 号 令和 7 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 63 号 令和 7 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、予算総額を 107 億 818 万円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、土木費で、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第 63 号 令和 7 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 400 万円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 818 万円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は 6 ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 3 道路新設改良費でございます。

6 月議会の定例会におきまして工事請負契約の締結についてお認めをいただき、現在進めております宮代 121 号線道路改良工事につきまして、当初想定をいたしておりませんでした地中埋設物の瓦礫、残土処理などの追加により変更契約を締結する必要が生じたことから、工事請負費で 400 万円の増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、事業費の 2 分の 1 相当を国庫支出金にて見込んでおります。

続きまして、前のページの 5 ページでございます。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金として200万円の増額をお願いをするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金では、収支の均衡を図るため、繰越金で200万円の増額をお願いをいたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時37分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 埴 理

